

包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和5年7月27日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 浅 野 弥 史

行 第 28 号
令和5年7月18日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査
令和4年度包括外部監査「水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について」
- 2 通知内容
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書

令和4年度包括外部監査「水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
101	指摘事項	(固定資産の現物と固定資産台帳の不一致について) 浄水場にて、資産の現物との実査を行った結果、除却漏れの資産が多数散見された。固定資産の正確な現状を把握するためには、常に正確な固定資産台帳であることが必須である。	上下水道部	総務課管財係	指摘のあった除却漏れ資産については、令和4年度に除却処理を行なった。また、他の固定資産についても調査し、新たに確認した除却漏れについても、令和4年度に全て除却処理を行う。 今後は、予算要求時に除却資産の有無が確認できる報告書の提出を求めるとともに、決算時においても除却資産が無いかな再確認を行った。
104	指摘事項	(固定資産の取得時における承認方法について) 固定資産の取得時における承認方法が、財務規程に定めている内容と異なっていた。	上下水道部	総務課契約係	支出負担行為伺書(物品)に、予定支出負担行為伺書(物品)及び購入伺(電子決裁の写し)を添付することで、複数人で確認する体制となるよう是正した。 また取得課に対しては、予定支出負担行為伺書(物品)の予算科目(目)を蛍光ペンでマーキングするよう指示し、目視で判断できるように改善した。
104	意見	(固定資産の計上区分について) 監査人が現地視察した際に工事一式の中で合わせて取得した資産が確認されたが、工事内訳書にて、当該資産を分類し、取得した資産の内容に応じて、固定資産台帳又は備品台帳に分類して計上することが望ましい。	上下水道部	総務課管財係	今後工事一式で取得した資産については、工事内訳書にて資産を分類し確認のうえ、固定資産台帳又は備品台帳に計上する。
108	意見	(たな卸資産の実地たな卸について①) たな卸資産の実地たな卸において、実地たな卸担当者が実際に現物を数えた際に使用した「令和3年度棚卸表」の原本が一部保管されていなかった。	上下水道部	総務課管財係	実地たな卸に使用した「棚卸表」の配布、回収の結果を記録し、確実に回収するように周知徹底した。
108	意見	(たな卸資産の実地たな卸について②) たな卸資産の実地たな卸において「実地たな卸要領」を作成の上、事前に立会職員へ回覧する等の方法を行うことを検討されたい。	上下水道部	総務課管財係	令和4年度「実地たな卸要領」を作成し事前に説明会を行ってから実地たな卸を実施した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
109	意見	(修理品の量水器の保管方法について) 修理のために住宅や施設等から回収した量水器について、修理業者へ預けるまでの期間、回収した量水器の個数管理が行われていない。量水器には一定の換金価値が認められるため資産の流用を抑止する観点から、当該量水器も、他のたな卸資産と同様、個数管理を行うことが望ましい。	上下水道部	総務課管財係	令和5年度から「回収メーター管理表」を作成し個数管理することに改めた。
109	意見	(量水器の個数の差異について) 量水器の固定資産台帳上の個数と、水道料金等管理システム上の個数に乖離が生じている。差異の内容については原因調査を行い、差異の発生する原因を明らかにすることが望ましい。	上下水道部	総務課管財係	量水器の固定資産台帳上の個数と、水道料金等管理システム上の個数の差異について原因を確認したところ、水道料金等管理システムで3条予算と4条予算の区分ができないため差異が生じていたことを確認した。
109	意見	(貯蔵品出庫伝票と貯蔵品出庫伝票月計表の不一致について) たな卸資産を払い出した際に起票する「貯蔵品出庫伝票」のひと月の合計枚数及び合計金額が、「貯蔵品出庫伝票月計表」に記載の数値と不一致であった。	上下水道部	総務課管財係	「貯蔵品入出庫伝票月計表」及び「貯蔵品入出庫伝票」の決裁時に「貯蔵品請求伝票」も添付し、伝票枚数と金額をダブルチェックできるようにし、不一致がないように改善した。
111	意見	(備品の実在性及び管理方法について) 備品台帳に記載の内容と、実際の備品の管理状況が異なる点については、備品台帳を適切に修正することが望ましい。	上下水道部	水運用センター	指摘のあった備品については、現状に沿って備品台帳を修正した。また、使用の実態のないものについては、不用品として廃棄した。
125	意見	(管路の更新率について) 管路の更新率を高めるためには、多くの投資が必要となるが、資金が限られていることから、管路の耐震化と更新を兼ね備えた投資効果の高い整備を行うとともに、将来の需要減少を考慮した管路のダウンサイジングの検討も必要となると考えられる。	上下水道部	水道建設課	管路の整備については、投資効果を高めるため、引き続き災害拠点や避難施設を結ぶ主要幹線等の更新を優先的に行う。また、管路のダウンサイジングについても、将来の水需要や水圧等を考慮しながら進めていく。
141	意見	(予定価格の公表について) 市では、工事発注にあたり、公告等で予定価格を公表しており、事前公表も行っている。 市においては、落札率が高止まりしていること、談合が発生する温床となる可能性があること等を鑑みて、今後も予定価格を事前公表することの適否を引き続き検討されたい。	上下水道部	総務課契約係	予定価格の事前公表によるいわゆる談合等の弊害は生じておらず、落札率についても、低入札対策として最低制限価格制度等を導入しての結果であり、高止まりしているとは考えていない。予定価格の事前公表については市全体の考えであり、今後も落札率を注視した上で、事前公表を継続する。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
143	意見	(下請業者の全体把握について) 工事の一部を下請に出す場合、二次下請業者以下は別途作成される「施工体系図」に記載されるが、どのような工事を請け負わせているかが不明確となっている。 現行の「施工体系図」をベースにして下請業者が請け負う工事名の詳細記載、元請業者の担当する業務の明示、下請業者の各契約金額の記載等、下請工事の全体をより詳細に把握することを検討されたい。	上下水道部	水道建設課	下請工事の全体把握については、令和4年10月に配水管工事標準仕様書の「下請(計画・変更・結果)報告書」の様式を改定し、その詳細内容の把握向上を図っている。 これにより、今後発注者として工事施工の全体像を詳細に把握するとともに、受注者の指導に努めていく。
144	意見	(業務委託(工事)の再委託(下請)における相互供給の取扱いについて) 再委託先が自ら応札した額を下回る額で引き受けることとなる等の疑念を抱かれるおそれがあることから、市において、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設ける等の見直しを検討されたい。	上下水道部	総務課契約係	現在の規定は市全体で共通の内容であり、現時点で水道部独自で見直す考えはない。 なお、今後とも事業担当課と連携し、同一入札に参加した者との再委託(下請)状況を注視していく。
145	指摘事項	(固定資産計上範囲の不明確について①) 耐震診断業務委託について、固定資産の計上対象となりうる耐震化工事の要否を決めるための業務であり、固定資産の取得に直接的又は間接的に必要となった業務とは言えない。 以上より、「半郷配水場他耐震診断業務委託」については付随費用として固定資産に計上すべき支出ではない。	上下水道部	経営企画課	「半郷配水場他耐震診断業務委託」については建設仮勘定に計上しているが、令和4年度決算で、特別損失に計上するよう是正した。
162	指摘事項	(予算による貸倒引当金の計上について) 貸倒引当金の計算について、当初予算策定時点で計算していることから、貸倒実績率を乗じる直近3年間の調定額は、調定額の実績を用いているのは令和元年度のみであり令和2年度と令和3年度の調定額は見込額を用いているが、当初予算時点そのまま用いるのではなく、計算の過程は可能な限り実績を用いて再計算するべきである。	上下水道部	業務課	決算時における実績値を用いて再計算するよう是正した。
163	指摘事項	(貸倒実績の扱いについて) 3年経過時点の収納率の平均値を「最終収納率」として貸倒実績率に用いている。令和3年度であれば、平成28年度から平成30年度の平均値である。しかし、令和3年度の貸倒実績率の算定に用いているのは、平成27年度から平成29年度の平均値であった。	上下水道部	業務課	「最終収納率」の見込値については、各年度毎の収納状況に関わらず、3年経過時点での過去3年間の収納率の平均値とするよう是正した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
163	指摘事項	(破産更生債権等の表示区分について) 破産更生債権等として既に破産・倒産した利用者に対する債権について、固定資産のうち投資の区分に表示すべきであるが、流動資産に未収金として表示していた。	上下水道部	経営企画課	令和4年度決算から、破産更生債権は固定資産の投資に計上するよう是正した。
167	意見	(補償金免除の要望について) 補償金があることで繰上償還による費用削減の効果額が非常に少ないものとなることは全国の他事業者でも同様であり、公益社団法人日本水道協会による国への要望活動でも、補償金免除の繰上償還について毎期要望している。今後も様々な機会を通じて、国への要望を行っていく必要がある。	上下水道部	経営企画課	今後も機会をとらえて、国等に要望を行っていく。
169	意見	(残高ゼロの預金口座の管理について) 預金口座のうち、東北労働金庫/山形支店(普通預金)の口座を保有しているが残高がゼロ円であるため、残高証明書と突合すべき預金残高一覧表に記載されていない。横領などの不正に利用されないように、残高がない場合でも、保有するすべての口座について管理表に記載し、残高証明書と突合すべきと考えられる。	上下水道部	経営企画課	当該口座は、使用実績がなかったことから令和5年1月から休眠口座となり、今後も使用する見込みがないため、令和5年4月21日付で解約した。
177	指摘事項	(償却方法の適用誤りについて①) 令和3年度決算書のうち「重要な会計方針の注記」では、有形固定資産の減価償却方法は「定額法による」旨の記載があるが、定率法にて減価償却計算を行っている資産が2件確認された。	上下水道部	総務課管財係	固定資産台帳登録時の入力誤りについては速やかに修正するとともに、別の担当者が確認する手法に改めた。
177	意見	(償却方法の適用誤りについて②) 固定資産台帳への登録作業時において、登録者とは別の担当者がダブルチェックする方法を取っておらず、固定資産の登録作業時には、登録者とは別の担当者がダブルチェックして証跡を残すなど、登録誤りを防ぐ体制を構築することが望ましい。	上下水道部	総務課管財係	令和5年度からは取得除却の入力後、登録したデータを出力し、別の担当者が確認する手法に改めた。
178	指摘事項	(償却年数の選択誤りについて) 耐用年数が誤って0年と登録され、減価償却費が計上されていない構築物が3件確認された。	上下水道部	総務課管財係	耐用年数について修正し、費用計上されていなかった減価償却費については令和4年度決算において特別損失に計上しました。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
178	指摘事項	(「重要な会計方針の注記」について①) 令和3年度決算書のうち「重要な会計方針の注記」に記載の有形固定資産の主な耐用年数と固定資産台帳との内容に相違があった。	上下水道部	経営企画課	令和4年度決算から、注記に記載する有形固定資産の耐用年数は、固定資産台帳と整合性を図った。
178	意見	(「重要な会計方針の注記」について②) 「重要な会計方針の注記」に記載の主な耐用年数と固定資産台帳上の耐用年数について、每期整合性の確認を行っていないが、その記載内容が固定資産台帳と整合しているかどうかについて留意することが望ましい。	上下水道部	経営企画課	今後、毎期に整合性の確認を行っていく。
181	指摘事項	(計上額の基礎となる支給月数について) 賞与引当金の計算は、令和2年11月に発表された県の人事委員会勧告を考慮した期末・勤勉手当の支給月数をもとに算出されていたが、実際の支給月数は、令和3年10月に発表された県の人事委員会勧告を考慮したものであった。本来は最新の県の人事委員会勧告を考慮した支給月数で計算すべきである。	上下水道部	総務課職員係	令和4年度決算において、最新の人事委員会勧告を考慮した支給月数で算定し直した。
190	指摘事項	(修繕引当金の使用見込みについて①) 上下水道部では、令和7年度を目途に未使用分について過年度損益修正として取崩しを行う方針である。 しかし、本来修繕引当金は「確実に見込まれるものに限り」計上認められるものであり、少なくとも令和3年度時点で令和7年を目途に未使用が想定されるのであれば、令和3年度時点で未使用想定分については取り崩すべきである。	上下水道部	経営企画課	未使用想定分を令和4年度決算で取り崩した。
190	意見	(修繕引当金の使用見込みについて②) 残高推移を見ると、平成26年度以後、修繕引当金の取崩は計画的に行われている状況とは言えない。状況の変化に応じて継続的に修繕引当金の取崩の検討を行うことが望ましい。	上下水道部	経営企画課	今後の使用見込については、広域化の進捗等の状況の変化に応じて継続的に検討していく。
191	指摘事項	(引当金の計上方法の注記について) 貸借対照表に修繕引当金の計上があるにもかかわらず、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」において、その計上方法の注記がなされていない。	上下水道部	経営企画課	令和5年度予算書から、計上方法について注記するよう是正した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
196	指摘事項	(パスワードの未付与について) 公営企業会計システムについて、一部のIDについてはパスワードが付与され、ログインの際にパスワードが求められるようになっていたが、大半のIDについてはパスワードが付与されておらず、ログインはIDのみで可能な状況になっていた。	上下水道部	経営企画課	令和5年度から、すべてのIDにパスワードの付与を行った。
196	指摘事項	(パスワードの未更新・構成について) 公営企業会計システムについて、一部のIDにパスワードが付与されていたが、相当期間更新がなされておらず、また、「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」で定める8文字以上の組合せともなっていないかった。	上下水道部	経営企画課	「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」で定める8文字以上の組合せによるパスワードを設定した。また、定期的な更新を行っていく。
197	指摘事項	(パスワードの更新履歴について①) 水道料金等管理システムについて、「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」で定める3か月を目安とした更新を行っていない。	上下水道部	業務課	「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」については、令和4年10月の改定時において、3か月を目安とした更新実施の記載が削除されており、現在は改定後の「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」に準じたID・パスワード等の管理を行っている。
197	意見	(パスワードの更新履歴について②) 「山形市上下水道部 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」では、IDとパスワードでのログインを念頭に規定が整備されているが、指紋認証を始めとしたより高度な認証を導入している場合に、どのような方針とするかについても検討を行うことが望ましい。	上下水道部	総務課職員係	市長部局に合わせ、令和4年10月に「生体認証及びICカード認証情報の管理に関する手順」を策定し、市全体として対応している。
213	意見	(人員削減案の遂行について) 今後は熟練職員の退職により、これまで培ってきた技術・ノウハウが喪失するリスクが高まることが想定される。そのリスクを回避するために、要員計画のとおり人員削減を行う場合でも、年齢層に偏りのない、専門性に富んだ人材を適切に配置できる組織体制の構築を実現していただきたい。	上下水道部	総務課職員係	段階的な定年引上げによるベテラン職員の継続配置も想定されていることから、適材適所の配置となるよう、市長部局との人事交流も積極的に図りながら対応していく。